

（仮称）枚方市総合文化施設設計事業者選定に係る公募型プロポーザルの プレゼンテーション及びヒアリングの実施要領

1 目的

このプレゼンテーション及びヒアリングは、技術提案者が、枚方市総合文化施設設計事業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）に対して、直接に技術提案内容の説明を行うとともに、選定審査会が技術提案者に質疑を行う機会を設け、選定審査会の提案内容に対する理解を深めることにより、適正な審査に資するために実施します。

なお、本事業は市民の関心も高い事業であること、審査の透明性を高める観点から、プレゼンテーション及びヒアリングは公開で実施します。

2 実施日時及び場所

- (1) 日 時 平成 27 年 2 月 22 日（日）午前 10 時 20 分から
- (2) 場 所 ラポールひらかた（枚方市立総合福祉会館）4 階 大研修室
- (3) 集合時間等 「4 プレゼンテーション及びヒアリングの順番」と併せて通知します。

3 説明時間及び出席者

- (1) 所要時間 説明 20 分間以内、質疑応答 30 分間程度
- (2) 出席者 管理技術者と主任技術者 5 名のうち 3 名以内の合計 4 名以内
- (3) 説明者 提案内容についての説明は管理技術者が行うこと
- (4) 出席者報告書 募集要項に示す期日までに、二次審査提出書類の一部として、ヒアリング出席者報告書（様式 11）を提出すること
なお、公平性を期する観点から、(2) の出席者は、他者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできません。

4 プレゼンテーション及びヒアリングの順番

プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、技術提案書等の到着順（郵便局の受付消印で確認）とします。ただし、到着が同日同時刻枠（郵便局の受付消印で確認）の場合は、提案者名の五十音順とします。なお、プレゼンテーション及びヒアリングの順番及び集合時間等は、平成 27 年 2 月 13 日（金）に各担当者へ FAX により通知します。

5 プレゼンテーション及びヒアリングの内容

- (1) プレゼンテーションの内容
 - ・説明は、提出される技術提案書類の範囲に限ります。
 - ・技術提案書の範囲を逸脱した説明や審査委員の質問内容と全く関係のない発言をしないで

ください。

- ・企業名や個人名等の判別又は推察ができる言動をしないでください。
- ・会場が広いと、前方のスクリーンが見えにくいことが予想されます。より多くの方にプレゼンテーションの内容を傍聴していただく配慮として、提出される CD-ROM の技術提案書の PDF データを、市で拡大印刷を行い会場内に掲示させていただきますことを予めご了承ください。（傍聴者への技術提案書の配布はしません。）

ただし、各説明者がプレゼンテーション及びヒアリングを行っている時間内に限り掲示します。（説明者の入替時に張り替えます。）

なお、掲示することに差し障りがある場合は、平成 27 年 2 月 12 日（木）までに申し出てください。

(2) ヒアリングの内容

技術提案書に記載している内容並びに「総合文化施設整備計画」に関する内容について、より具体的な内容や疑問点等について質疑応答を行います。

(3) 追加資料の配付

追加資料の配付は一切不可とします。

6 使用機器・資料等

(1) プレゼンテーションソフトの使用

プレゼンテーションソフト（パワーポイント等）を用いたプレゼンテーションは可能です。ただし、技術提案書以外の事項は一切プレゼンテーションの内容に盛り込まないでください。

プレゼンテーション実施時には本市が用意する以下の機器を使用することができますが、パソコンについては、出席者が持参したものをを使用することも可能です。

- ・スクリーン H=2.56m W=4m
- ・パソコン 富士通 LIFEBOOK A743/G FMVA02008
 Windows7 Office2007（PowerPoint 含む。）
- ・プロジェクター EPSON EB-S12H

プレゼンテーションに用いる機器設置等に必要な時間については、「3 説明時間及び出席者」に記載された時間には含みません。

(2) 模型の使用

模型を用いたプレゼンテーションは不可とします。

(3) パネルの使用

技術提案書をパネル化したプレゼンテーションは可能です。

7 失格事項

出席者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

- ア. 集合時刻に遅刻した場合
- イ. 企業名や個人名等が判別される服装をした場合
- ウ. 他者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴した場合
- エ. その他、審査会会長及び事務局の指示に従わない場合

8 その他

- ・プレゼンテーション及びヒアリングの実施に関するお問い合わせは、一次審査の結果通知書に記載の本市財務部総合契約検査室までご連絡ください。
- ・ヒアリング審査に関して、本要領に規定されていない事項が発生した場合は、審査委員会と事務局が協議し決定するものとします。また、その内容は、必要に応じて技術提案者全員に通知するものとします。
- ・ヒアリング審査の進行上の都合により、後日通知する時間（開始時刻）と異なる時間となる場合は、事務局の指示に従ってください。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングの傍聴者への周知は、後日、市ホームページ等で行います。

以上